

投資主の皆様へ

東京インフラ・エネルギー投資法人

### 第16期 分配金の税務上の取扱いに関するご説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人は、2026年2月17日開催の役員会において、第16期（2025年12月期）の分配金を、下記の2つの区分の分配金としてお支払いすることを決議し、2026年3月24日より分配金のお支払いを開始させていただきます。

- ① 「利益分配金」として1口当たり1,629円
- ② 「その他の利益超過分配金」として1口当たり171円

上記の2つの区分の分配金の税務上の取扱いは、それぞれ、

- ① 「利益分配金」については『配当所得』となります。
- ② 「その他の利益超過分配金」については、利益分配金とは税務上の取扱いが異なりますので、その取扱いについてご説明させていただきます。

今回の②「その他の利益超過分配金」は、全額が出資総額からの分配となり、税務上の「資本の払戻し」に該当します。そのため『みなし譲渡損益』が発生することとなり、税務上の配当所得ではなく譲渡所得に該当する可能性があります。確定申告の際にはご注意くださいようお願いいたします。

なお、このご説明は税法の規定により投資主の皆様にご通知すべき事項及び税務上の取扱いについてご説明するものではありませんが、投資主の皆様において必要となる税務上のお手続きの全てをご説明しているものではございません。投資主の皆様が保有されている投資口の取得価額、みなし譲渡損益の計算、売却による譲渡所得額の計算については、投資主の皆様の個々のご事情により異なりますので、大変お手数ですが、お取引先の証券会社等、最寄りの税務署または税理士等にご相談いただきますようお願いいたします。

敬 具

1. 今回の分配金のお支払いについて

今回の分配金は、

- ・利益分配金（1口当たり 1,629 円）
- ・その他の利益超過分配金（1口当たり 171 円）

に分かれており、それぞれにお支払いの手続きが必要となるため、分配金のお受取方法別に下記の書類を同封しております。

(1) 振込でのお受け取りのご指定をいただいている投資主様

- ・「分配金計算書」及び「振込先のご確認について」
- ・「分配金計算書（出資等の減少による利益超過分配金）」及び「振込先のご確認について（出資等の減少による利益超過分配金）」

(2) 振込でのお受け取りのご指定をいただいていない投資主様

- ・「分配金計算書」及び「分配金領収証」
- ・「分配金領収証（出資等の減少による利益超過分配金）」

※「分配金計算書」は租税特別措置法の規定に基づき作成する「支払通知書」を兼ねております。

2. 税法の規定により投資主の皆様にご通知すべき事項

(1) 個人投資主の皆様へのご通知事項（所得税法施行令第 114 条第 5 項）

- ・払戻等割合（出資等減少分配に係る所得税法施行令第 61 条第 2 項第 5 号に規定する割合）  
0.003（小数点以下第 3 位未満切上げ）

(2) 法人投資主の皆様へのご通知事項（法人税法施行令第 23 条第 5 項）

- ・金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第 24 条第 1 項各号に掲げる事由  
資本の払戻し
- ・その事由の生じた日（配当の効力発生日）  
2026 年 3 月 24 日
- ・資本の払戻しに係る基準日における発行済投資口の総数  
179,256 口
- ・みなし配当額に相当する金額の 1 口当たりの金額  
1 口当たり 0 円

(3) 法人投資主の皆様へのご通知事項（法人税法施行令第 119 条の 9 第 2 項）

- ・払戻等割合（出資等減少分配に係る法人税法施行令第 23 条第 1 項第 5 号に規定する割合）  
0.003（小数点以下第 3 位未満切上げ）

### 3. その他の利益超過分配の税務上の取扱いについて

- ・今回のその他の利益超過分配金は、所得税法第 24 条第 1 項及び法人税法第 23 条第 1 項第 2 号における「出資等減少分配」に該当します。
- ・今回のその他の利益超過分配金は、全額が「出資総額」を原資とする資本の払戻しであり、株式会社の「資本剰余金を原資とする配当」に相当するものです。よって、税法上の取扱いは、資本金等の額からなる部分が「投資口の譲渡に係る収入金額」とみなされ（これを「みなし譲渡収入」といいます）、利益積立金額からなる部分が「配当」とみなされることとなります（これを「みなし配当」といいます）。  
ただし、今回のその他の利益超過分配金は、全額が資本金等の額からなる部分に該当するため、「みなし配当」部分はありません。
- ・「みなし譲渡収入」については、投資口の取得価額の調整（減額）が必要となるほか、「みなし譲渡益」が発生する場合には、原則として確定申告する必要があります。
- ・分配金を《源泉徴収あり》の特定口座（株式数比例配分方式）で受け入れることを選択している場合には、特定口座内で計算が行われ、源泉徴収される場合もございますので、現にお取引のある口座管理機関（証券会社等）にご確認をお願いいたします。

### 4. みなし譲渡損益について（租税特別措置法第 37 条の 11）

- ・今回のその他の利益超過分配金では、みなし配当額は「0 円」、払戻等割合は「0.003」となります。
- ・税法の規定により、投資主の皆様には、投資口の一部（1,000 分の 3 相当分）の譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が生じます。
- ・以下の「みなし譲渡収入金額」から「投資口の譲渡原価」を控除した金額が「みなし譲渡損益」となり、譲渡所得等に該当します。

「みなし譲渡収入金額」＝ その他の利益超過分配金により取得した金銭等の価額の合計額－みなし配当額

「投資口の譲渡原価」＝ 従前の取得価額の合計額 × 払戻等割合

「みなし譲渡損益」＝ 「みなし譲渡収入金額」－「投資口の譲渡原価」

【例】第 16 期に本投資法人の投資口を 1 口当たり 100,000 円で 1 口購入した場合

「みなし譲渡収入金額」＝ 171 円（1 口当たりその他の利益超過分配金額）－ 0 円（みなし配当）＝ 171 円

「投資口の譲渡原価」＝ 100,000 円 × 0.003（払戻等割合）＝ 300 円

「みなし譲渡損益」＝ 171 円－300 円＝ △129 円（みなし譲渡損となります）

「みなし譲渡損益」がプラスの場合はみなし譲渡益、また、マイナスの場合はみなし譲渡損となります。なお、投資口の 1 口当たり平均取得価額が 57,000 円未満である投資主様の場合は、以上の計算により、みなし譲渡益が発生いたします。

※具体的なみなし譲渡損益の計算につきましては、現にお取引の証券会社等、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

5. 取得価額の取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

税法の規定により、投資主の皆様の投資口の取得価額が調整されます。

調整式は、以下のとおりとなります。払戻等割合は「0.003」となり、1,000分の3相当分が減額されます。

「1口当たりの新しい取得価額」

$$= \text{1口当たりの従前の取得価額} - [\text{1口当たりの従前の取得価額} \times \text{払戻等割合 (0.003)}]$$

【例】第16期に本投資法人の投資口を1口当たり100,000円で1口購入した場合

$$\text{1口当たりの調整金額} = 100,000 \text{円} \times 0.003 \text{ (払戻等割合)} = 300 \text{円}$$

$$\text{1口当たりの新しい取得価額} = 100,000 \text{円} - 300 \text{円} = 99,700 \text{円}$$

※証券会社で「特定口座」をご利用の投資主の皆様につきましては、通常は特定口座内で上記の調整が行われますが、口座の種類により処理方法が異なる場合がございますので、現にお取引の証券会社等にご確認ください。

※証券会社の「特定口座」をご利用でない場合は、上記の計算式により取得価額を調整していただく必要がございます。

【ご注意】

- ・ この説明書によるお知らせ（以下、「本お知らせ」といいます。）は、今回の利益超過分配金に関して、税法の規定により投資主の皆様にご通知すべき事項及び税務上の取扱いをお伝えするものではありませんが、税務上の取扱いは投資主の皆様の個々のご事情によって異なることから、投資主の皆様において必要となる税務上の取扱いの全てを網羅するわけではございません。
- ・ ご不明の点につきましては、下記のご照会先にご確認くださいようお願い申し上げます。
- ・ 本お知らせは、投資主様が今後、投資口を売却される場合の「取得価額」の証明になりますので、保管くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 本お知らせは、本投資法人ホームページ (<https://www.tokyo-infra.com/>) にも掲載いたします。

本件に関するご照会先

(1) 本お知らせについての一般的なご照会

投資主名簿等管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電 話：0120-232-711（通話料無料） 受付時間：9時～17時（土・日・祝祭日を除く）
--

(2) 投資主様各位の取得価額の調整に関する具体的なお照会

現にお取引の証券会社等、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

(3) 税務申告等に関するご照会

最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

以 上